

* 下記利用規約は、co-working 会員に対しての会員規則であり、シェアオフィス入居者はシェアオフィスの利用と分離しての退会はできかねます。予めご了承ください。

co-working利用規約

第1条 総則

co-working利用規約（以下、「本利用規約」という）は、つくばまちなかデザイン株式会社（以下「当社」という）が運営するco-en内における「co-working」（以下、「当施設」という）を利用するすべての個人及び法人（以下、「会員」という）に適用します。

会員は、当社が定める本利用規約、その他の規定・規則等（以下、総称して「関連諸規則」といいます）を遵守の上で当施設を利用するものとします。

第2条 当施設の目的

当施設は、つくばならではの様々な人がチャレンジできる場や多くの人が集まり交流が生まれる場や新たな働き方を支援することを目指しています。

第3条 会員

当施設は登録制とし、サービス内容、利用範囲および利用料金は、別途定めたプランによるものとします。プランは別紙の通りです。

第4条 サービスの内容

1. 月額利用プランへ登録を行った会員（以下、「月額会員」という）が利用できる当サービスの内容は、次のとおりとします。なお、会員と当社との間の合意内容に応じて内容は変化するものとします。
 - (1) co-working（コワーキングスペース）・box・meeting（ミーティングルーム）・co-event（イベントスペース）の利用
 - (2) 機材・道具・セミクローズブース・宅配ボックス・郵便ポスト付きロッカーの利用
 - (3) 当施設が提供するイベント・ワークショップ・セミナー・スクールへの参加
 - (4) その他、当社が適宜提供するサービス
 - (5) 当施設は、必要に応じて、当施設及び当サービスの内容を変更することが出来るものとします。
2. 月額利用プラン以外の会員（以下、「ビジター会員」という）が利用できる当サービス

の内容は、次のとおりとします。なお、会員と当社との間の合意内容に応じて内容は変化するものとします。

- (1) co-working (コワーキングスペース) ・ box ・ meeting (ミーティングルーム) ・ co-event (イベントスペース) の利用
- (2) 機材 ・ 道具
- (3) 当施設が提供するイベント ・ ワークショップ ・ セミナー ・ スクールへの参加
- (4) その他、当社が適宜提供するサービス
- (5) 当施設は、必要に応じて、当施設及び当サービスの内容を変更することが出来るものとします。

第5条 遵守事項

本会員は当施設の利用にあたり、次の各号の事項を予め承諾し、遵守するものとします。

- (1) 他の会員と協調性をもって行動すること。
- (2) 当施設並びに施設内の設備および機器の利用にあたっては、当施設の定めるマニュアル等の記載を遵守すること。
- (3) 本利用規約、関連諸規則、当施設従業員の指示を遵守すること。

第6条 登録資格

当施設の登録資格を有する方は、次の各号の項目を全て満たす方とします。

- (1) 個人、または法人で、本規約および関連諸規則を承認、遵守する方。未成年の方が会員となるには、親権者（法定代理人）の同意及び同意書が必要となります。
- (2) 暴力団員、暴力団関係者、その他これに準ずる者等（以下「反社会的勢力」といいます）でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。
- (3) 入会の際、氏名、生年月日、住所、名称、所在地等が記載された本人確認書類を提示でき、その情報をシステムに登録できる方。
- (4) その他、当施設が入会を相応しいと判断した方。

第7条 登録

1. 当施設に登録を希望する方は、本利用規約に同意し、当施設が用意した申し込み方法により、プランの選択と必要事項をシステムへ入力した上で登録申込みを行うものとします。
2. 月額会員の登録に際しては、当施設にて審査を行った上で登録いただくこととします。

第8条 利用料・諸費用

1. 利用料および諸費用（当施設の利用に伴って生じる会費以外の費用負担項目）は 別途定めるプランによります。支払いは原則クレジットカードとし、詳細は当施設が指定する方法とします。
2. 会員は別途で定められた利用料及び諸費用を、当施設が指定する期日に支払う事に同意するものとします。また、これらの支払にかかる消費税及び請求書払いの振り込み手数料は会員の負担とします。なお、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸費用に係る消費税について、前払金を含め法改正の内容に従い、会員は差額を負担するものとします。
3. 利用料及び諸費用の一括払い・前払い契約期間中に退会した場合の返金については、当施設が別途定めるものとします。
4. 当施設は運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、プランの改廃もしくは諸費用の金額を変更することができ、当施設内への掲示等において告知するものとします。
5. 利用料もしくは諸費用の支払いの滞納が2ヵ月分相当に達した会員に対しては、当施設のご利用をお断りするとともに、除名処分等を行うことがあります。この場合であっても会員は未払い分の利用料及び諸費用の支払い義務を免れないものとします。
6. お支払いいただいた諸費用は、法令の定めによる場合または当施設が認める場合を除き、返還しません。
7. 月額利用プランにおける入会月の利用料について、月の途中に入会登録した場合は日割料金を適用します。日割料金の計算式は次の通りです。計算式は全月共通とします。
入会月の日割料金 = (利用料金 ÷ 30 【1ヶ月を30日として計算し、1の位を切り上げ】) × 契約日数

第9条 プラン追加・変更

1. 月額利用プランへ登録を行った会員（以下、「月額会員」という）は、プラン変更開始希望月の前月10日（土日祝日の場合は前営業日）までに、当施設にて所定の手続きを完了することにより、プラン変更開始希望月の1日から、プラン変更またはオプションメニューの変更内容が適用されます。
2. 特定の月が到来するとプランの内容が改定される場合、当該会員は変更される月の前月10日（土日祝日の場合は前営業日）までに当施設にて所定のプラン改定をキャンセルする手続きを完了していない場合、当施設はプラン変更手続きが完了しているものとして取扱い、プランを自動的に変更いたします。
3. 月額会員は、未払いの費用がある場合、プラン変更ができません。
4. 本条第1項にかかわらず、利用料の年払いをご利用の会員は、期間中のプラン変更を行うことができません。
5. プランの追加・変更は本人によるシステム上での手続きであり、代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受け付けできません。

第10条 退会

1. 月額会員は、退会希望月の前月10日（土日祝日の場合は前営業日）までに当施設にて所定の手続きを行い、かつ、退会希望月の末日（土日祝日の場合は前営業日）までに会員証を返却（会員証を付与された方に限る）し、当施設が受理することにより、退会希望月の末日で退会することができます。
2. 月額会員は、退会希望月の翌月5日を経過しても会員証（会員を付与された方に限る。）を返却しない場合には、当社が当該会員証の権限データ登録を抹消するものとします。
3. 月額会員は、当施設が退会手続きを受理した日（土日祝日の場合は前営業日）以降から退会月の末日までは、プランの範囲内で当施設を利用することができます。
4. 退会に伴う月額利用料及び、年会費の返還は一切行いません。
5. 全会員における退会月の請求は、退会月の翌月1日に行います。退会月の翌々月以降、利用料および会費の請求は発生しません。ただし、利用料以外の支払義務がある場合、

退会月の翌月にお支払いいただきます。

6. 会員は、未払いの諸費用がある場合、退会後も当該諸費用の支払い義務を負うものとします。
7. 会員情報及び請求情報は、退会月の翌月1日から3ヶ月間保管します。退会月の翌月1日から3ヶ月経過後、当社が会員情報及び請求情報データを抹消するものとします。
8. 退会は本人によるシステム上での手続きであり、代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は受け付けられません。

第11条 会員資格の譲渡、相続、貸与

会員は、如何なる場合も、その会員資格を第三者に譲渡・貸与または担保に供することはできません。また、相続の対象にもならないものとします。

第12条 月額会員の休会

1. 月額会員は、休会開始希望月の前月10日（土日祝日の場合は前営業日）までに当施設にて所定の手続きを行い、当施設が受理することにより休会することができます。
2. 月額会員は、休会開始希望月の前月末日（土日祝日の場合は前営業日）までに当施設の窓口にて会員証を返却するものとします。なお、返却の確認が取れない場合、当施設は、休会開始希望月の前月末日（土日祝日の場合は前営業日）時点で会員証の権限データを抹消するものとします。
3. 休会中の会員は、復会希望月の前月10日（土日祝日の場合は前営業日）までに当施設にて所定の手続きを行い、当施設が受理することにより、月額会員へ復会することができます。
4. 休会は本人によるシステム上での手続きであり、代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。ただし、会員証の返却については郵送でも行うことができます。
5. 未払いの諸費用がある場合、月額会員を休会することができません。

第13条 諸手続き

1. 会員は入会手続きの際に登録した内容に変更があった場合、直ちに変更手続きを行わなくてはなりません。また、その後に変更があった場合も同様とします。
2. 当施設が会員あてに郵便、もしくはEメールで通知する場合、会員から届出のあった最新の住所、メールアドレスあてに行い、発送、表示または発信をもって効力を有するものとします。
3. 会員が連絡先の変更を怠り、確認を怠ったことにより会員に損害が発生しても、当施設は損害を賠償する責任を負わないものとします。

第14条 郵便物について

1. 当施設内の郵便ポストを利用できる権限を有する会員は（以下、総称して「郵便ポスト付きロッカー契約者」といいます）は、当社から明示された住所を自らのオフィスの住所として名刺やWebサイト等に掲示することができます。
2. 郵便ポスト付きロッカー契約者は、当社が収受した郵便物が、犯罪による収益である疑い又はそれらの事実の仮装・秘匿行為の対象物となっている疑いがある場合、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」及び経済産業省の「郵便物受取サービス業者における疑わしい取引の参考事例（ガイドライン）」に基づき、会員への事前連絡なしに、行政庁等に速やかに届出を行うことを同意します。
3. 宛先が分からない郵便物を当施設が収受した場合、当施設又は関係行政庁等の判断によっては、無断で郵便物等の開封を行うことを郵便ポスト付きロッカー契約者は事前に同意し、当社又は関係行政庁等による開封が行われた場合に一切異議を申し立てないこととします。
4. 契約終了日以降は、当施設は郵便物の預かりや転送等の対応は一切行わず、宛先不明の郵便物として処理されることを郵便ポスト付きロッカー契約者は事前に同意します。

第15条 会員の除名等

会員が次の各号のいずれかの事由に該当した場合、当施設は、会員の資格停止処分、除名処分等の必要な処分をなすことができます。また、除名処分を受けた会員は、その後当施設の運営

する全ての施設に立ち入ることができないものとします。但し、当施設が別途定める基準に準じて立ち入りを認めた場合は除きます。

- (1) 本利用規約、関連諸規則に違反したとき。
- (2) 当施設の名誉、信用を毀損し、または当施設の秩序を乱したとき。
- (3) 利用料等の支払いを怠ったとき。
- (4) 当施設または第三者の知的財産権その他の権利を侵害する等違法行為を行ったとき。
- (5) 入会に際して当施設に虚偽の申告をしたとき。
- (6) 反社会的勢力であることが判明したとき。
- (7) 他の会員に対する迷惑行為、当施設の運営に支障を与えるような行為をしたとき。
- (8) 第19条に定める禁止事項に該当する行為を行ったとき。
- (9) その他、当施設が会員としてふさわしくないと判断したとき。

第16条 会員資格喪失

会員は次の各号の事由に該当する場合に会員資格を喪失します。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 当施設が閉業したとき。

第17条 会員外利用者

会員外の入場および利用は原則不可とします。ビジター会員としてご利用ください。なお、co-working内にのみ入口があるmeeting（会議室）使用時は会員と同行する場合に限り、会員外利用者がco-working内を通行しmeetingに入室することが認められます。先述以外の会員外の利用が発見された場合、会員外利用者は、本規約に基づき会員が負う義務と同様の義務を負うものとし、会員外利用者の責に帰すべき事由により当施設または第三者が損害を被った場合、会員外利用者はその損害の一切を賠償する責任を負うものとします。

第18条 入館禁止・退場・施設利用制限

当施設は次の各号に該当する方に当施設への入館禁止、退場その他当施設の利用制限を命じることができます。

- (1) 本利用規約および関連諸規則を遵守しない方。
- (2) 反社会的勢力に該当する方。
- (3) 当施設が、他の施設利用者に迷惑をかけると判断した方。
- (4) 当施設の従業員の指示に従わない方。
- (5) 過去に当施設で除名の通告を受けた、または除名処分になったことがある方（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）。
- (6) 第19条に定める禁止事項に該当する行為を行った方。
- (7) その他当施設が当施設の利用を不適切と判断した方。

第19条 損害賠償

1. 会員は、自らの責に帰すべき事由により当施設、当施設の提供する機器、資材、付帯設備、什器、備品等を破損・紛失した場合、直ちに当施設に連絡するとともに、当該破損等の修復に要する費用およびこれに伴う拡大損害を賠償するものとします。
2. 会員は、自己の責に帰すべき事由により当施設または他の会員その他の第三者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償する責任を負うものとします。

第20条 遺失物の取扱い

当施設内の遺失物・放置物については、原則としてつくばまちなかデザイン株式会社で保管いたします。一定期間保管後所轄警察署（つくば警察署）に移管します。

第21条 禁止事項

当施設内および当施設周辺において、会員による次の各号に該当する行為を禁止します。

- (1) 事前の許可無く、動物を当施設内に持ち込むこと。
- (2) 当施設の設備・器具・備品その他当施設が管理する物品の損壊や持ち出し。
- (3) 危険物（火薬類、爆発性物質その他当社が危険と判断したもの。）を当施設内に持

ち込むこと。

- (4) 他の利用者や当施設従業員、当施設、当社を誹謗、中傷すること。
- (5) 当施設の許可なく当施設において物品の売買、営業行為や勧誘をすること。
- (6) 営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）や政治活動、署名活動をする事（当施設の目的に則った活動は除く）。
- (7) 他の利用者や従業員に対する暴力行為、脅迫行為等。
- (8) 痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。
- (9) 他の利用者や当施設従業員に対する待ち伏せ、尾行、執拗な話しかけ等のストーカ－行為。
- (10) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で当施設従業員を拘束する等、当施設従業員の業務を妨げる行為。
- (11) 他の利用者による当施設の利用を妨げる行為。
- (12) 当施設の秩序を乱す行為。
- (13) 他の利用者または当施設の秘密情報（当施設外において公開されていない情報を言うものとします）を無断で利用し、または第三者に開示、漏洩する行為。
- (14) 18歳未満の方が、22時以降、当施設をご利用すること。
- (15) その他当施設が不適切と判断する行為。

第22条 営業時間

本施設の営業時間は原則24時間無休とします。ただし、施設の管理上、休館とする場合があります。

第23条 休館等

当施設は、次の各号に該当する理由により当施設の全部または一部の会員によるご利用をご遠慮していただくこと（以下「休館」といいます）があります。この場合、会員は当施設の全部または一部をご利用できませんのでご了承下さい。

- (1) 機器等の不調・破損・メンテナンス等により使用できない場合
- (2) 機器等を使用できる当施設従業員が対応できない場合

- (3) 法定の定期点検等を行う場合
 - (4) 気象状況や災害により、安全に営業を行う事ができないと当施設が判断したとき。
 - (5) 行政指導、法令の定め等の事由により、営業を行う事ができないと当施設が判断したとき。
 - (6) 館内の改装、設備の改造または修理、その他の工事により営業を行うことができないと当施設が判断したとき。
 - (7) 館内でイベント等を行うことにより当施設が営業を行うことができないと判断したとき。
 - (8) その他当施設が必要と判断したとき。
2. 事前に予定されている休館は、原則として1週間前までに告知します。但し、前項に定める事由による休館その他緊急の必要がある場合については、当施設は事前告知を要しないものとします。
 3. 当施設は、休館により会員が当施設をご利用できない場合であっても、利用料のご返金をいたしません。

第24条 施設の閉鎖および運営の廃止

次の各号に該当する事由により、当施設は当施設の全部または一部の閉鎖および運営の廃止をすることがあります。

- (1) 気象、災害等により当施設を閉鎖し、再開が困難と判断したとき。
- (2) 経営上、運営の継続が困難と判断したとき。

第25条 個人情報保護

1. 当施設は、会員の個人情報を別途当施設サイト (<https://co-en.space/>) に掲示する「個人情報の取り扱いについて」に基づき、適切に取り扱うものとします。
2. 当施設は、事前に会員の合意を得た上で、当該会員情報を、当施設が定める方法により、他の会員に開示することがあります。

第26条 免責事項

当施設は、当施設並びに施設内の設備および機器の利用に起因する事故や怪我、施設内での盗難、情報の窃取等により会員に生じた損害につき、当施設に故意または重過失がある場合に限り通常損害の範囲で賠償義務を負うものとします。

第27条 規約の改定

1. 当施設は、一定の周知期間を設けることにより、本利用規約、関連諸規則を変更できるものとし、会員はこれを承諾するものとします。この期間中、当施設内で変更事項を提示するものとします。
2. 前項の変更は、周知期間の経過により有効となるものとします。

第28条 管轄裁判所

会員と当施設の間で紛争が生じた場合、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第29条 準拠法

本規約に関する準拠法は日本法とします。

附則

2022年5月7日 制定・施行

2022年6月13日 一部改定